

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百六十五号

林業經營指導員設置要綱に基く鳥取縣林業經營指導員資格認定要綱を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業經營指導員資格認定要綱

(林業經營指導員)

第一條 林業經營指導員をA級(以下A級指導員といふ)及びB級、C級(以下B級、C級指導員といふ。)に区分する。

(審査実施機関)

第二條 A級指導員の資格審査は国が行い、B級、C級指導員の資格審査は知事が行う。

鳥取縣公報

毎週火曜日発行(休日ニ當ル)

号

昭和二十五年

七月二十一日

大キサハ國定規格A五判

号

外

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年七月二十一日
号 外 金曜日

(審査出願事項の發表)

第三條 知事は、資格審査に関する方法、実施期日、場所及び審査出願書の受付期間、その他審査に關し必要な事項をA級指導員關係については、林野庁長官の通知により、B級、C級指導員關係については、審査実施期日一箇月以前に公示する。

(審査事項)

第四條 資格審査は林業一般に關する学科、口頭試問及び経歴について行う。

(審査の方法)

第五條 国が行う資格審査の方法は、左の各号による。

(審査の地区)

一、全国を北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の地区に分けて行う。

(中央委員会の設置)

外

(昭和四年四月十五日)

一

(国が行う資格審査)

第一條 国が行うA級林業經營指導員の資格審査

一、期日 昭和二十五年八月十五日及び十六日

二、場所 松江市

三、審査項目

(一) 筆記審査 経営に関する事項を重点

(二) 口頭試問 林業一般、社会常識

(三) 経歴審査 学歴、経験

四、提出書類、願書受付期間及び提出先

(1) 審査出願書別記様式のもの二通

添付すべき書類

(2) 出願資格を証明する資料

(a) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書

(b) 勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の場合は、再度提出を求めることがある。)但し現に公務員又は地方公務員である者は不要

(3) 受審票(寫眞添付のもの)

(4) 受審票(寫眞添付のもの)

(五) 願書受付期間 昭和二十五年七月二十日から八月五日まで

(六) 提出先 鳥取縣農林部林務課經由林野厅

(七) 審查料 徴收しない

(八) 審査出願資格

(9) 林業に関する専門学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(10) 甲種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(11) 乙種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(12) 丙種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(13) 丁種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(14) 戊種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(15) 己種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(16) 庚種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(17) 辛種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(18) 壬種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(19) 癸種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(20) 癿種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(21) 癙種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(22) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(23) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(24) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(25) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(26) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(27) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(28) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(29) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(30) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(31) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(32) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(33) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(34) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(35) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(36) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(37) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(38) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(39) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(40) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(41) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(42) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(43) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(44) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(45) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(46) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(47) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(48) 癝種農林学校卒業者 卒業後林業の実務に九箇年以上從事した者

(1) 受審票(寫眞貼付)
 (2) 受審票(寫眞貼付)
 (3) 受審票(寫眞貼付)
 (4) 受審票(寫眞貼付)
 (5) 受審票(寫眞貼付)
 (6) 受審票(寫眞貼付)
 (7) 受審票(寫眞貼付)
 (8) 受審票(寫眞貼付)
 (9) 受審票(寫眞貼付)
 (10) 受審票(寫眞貼付)
 (11) 受審票(寫眞貼付)
 (12) 受審票(寫眞貼付)
 (13) 受審票(寫眞貼付)
 (14) 受審票(寫眞貼付)
 (15) 受審票(寫眞貼付)
 (16) 受審票(寫眞貼付)
 (17) 受審票(寫眞貼付)
 (18) 受審票(寫眞貼付)
 (19) 受審票(寫眞貼付)
 (20) 受審票(寫眞貼付)
 (21) 受審票(寫眞貼付)
 (22) 受審票(寫眞貼付)
 (23) 受審票(寫眞貼付)
 (24) 受審票(寫眞貼付)
 (25) 受審票(寫眞貼付)
 (26) 受審票(寫眞貼付)
 (27) 受審票(寫眞貼付)
 (28) 受審票(寫眞貼付)
 (29) 受審票(寫眞貼付)
 (30) 受審票(寫眞貼付)
 (31) 受審票(寫眞貼付)
 (32) 受審票(寫眞貼付)
 (33) 受審票(寫眞貼付)
 (34) 受審票(寫眞貼付)
 (35) 受審票(寫眞貼付)
 (36) 受審票(寫眞貼付)
 (37) 受審票(寫眞貼付)
 (38) 受審票(寫眞貼付)
 (39) 受審票(寫眞貼付)
 (40) 受審票(寫眞貼付)
 (41) 受審票(寫眞貼付)
 (42) 受審票(寫眞貼付)
 (43) 受審票(寫眞貼付)
 (44) 受審票(寫眞貼付)
 (45) 受審票(寫眞貼付)
 (46) 受審票(寫眞貼付)
 (47) 受審票(寫眞貼付)
 (48) 受審票(寫眞貼付)

この細則は、公布の日から施行する。

十 合格者の発表 昭和二十五年九月五日

附 則

00749

裏面

| 至 年 自 年 | 月 月 | 勤務先と所在地 | 職名と職級名 | 俸給 | 職務内容 |
|------------------|--------|---------|--------|----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(以下略)

(記入欄は十二行とす)

13 これまでの質問以外に任用に参考になることがあれば書いて下さい。

(注意) この記載事項に不正があると林野経営指導員として任用される資格を失うことがあります。
 上に記載した事項が眞実で、かつ正確であることを私はここに確言致します。なお私は日本国憲法またはその下に成立した政府、地方公共團体を暴力で破壊することも主張せず、またこういう主張をもつ政党や團体に属しないことを誓います。

昭和 年 月 日 氏名 印

00750

別記様式へ表面

() 級林業経営指導員 審査出願書 林野庁

| | | | |
|--|------------|---------------|---------------------|
| 審査公告をよく読んで次のすべての質問に明瞭か完全に答えて下さい。 | | ※ 都道府県経由係員印 | |
| 答はすべてインクで書き□印のある項目は該当する□の中に✓印をつけて下さい。※印の所は記入しないで下さい。 | | ※ 受付月日 | |
| 同じものを二部作成して提出して下さい。 | | ※ 発送月日 | |
| 1 経由都道府県 | 2 就職希望都道府県 | 第一希望 | 第二希望 |
| | | ※ 1 | |
| 3 氏名(フリガナ) | 4 生年月日年令 | 年月日生年令満才 | |
| | | ※ 2 | |
| 5 本籍地 | | ※ 3 | |
| 6 現住所(フリガナ) | | ※ 4 | |
| 通知を受けるのに現住所より便利な連絡先があれば書いて下さい(フリガナ) | | ※ 5 | |
| 8 配偶者 | 9 扶養家族 | 10 身体上に欠陥があるか | ある。□ある。□ない。□ある。□ない。 |
| | | ※ 6 | |
| 11 学歴 今迄受けた一切の教育について書いて下さい。 | | | |
| 修業年限 (○でかこむ) | | 修学期間 | |
| a 小学校 1 2 3 4 5 6 | | 年月～年月 | |
| b 高等小学校 1 2 | | 年月～年月 | |
| c 中等学校 1 2 3 4 5 | | 年月～年月 | |
| d 高専大学名 | 学部科名 | 所在地 | 修学期間 卒業中退 |
| | | 年月～年月 | |

| | | | |
|-----------------------------|------|-------|-----------|
| 中等学校迄の人はその最終学校名と所在地を書いて下さい。 | | 学校名 | |
| e | | 所在地 | |
| f 高専大学名 | 学部科名 | 所在地 | 修学期間 卒業中退 |
| | | 年月～年月 | |

e 其の他の教育、訓練、研修及び試験検定について書いて下さい。

| | | | | | |
|---|--------|---------|--------|----|------|
| 12 職歴、過去の職業上の経験について現在から過去にさかのぼって書いて下さい。 | | ※ | | | |
| 至 年 自 年 | 月 月 | 勤務先と所在地 | 職名と職級名 | 俸給 | 職務内容 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

00751

印發 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可五
行 烏 取 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 總務課
刷 行 烏 取 縣 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 總務課
所 取 者 取 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縿 縍 縍

裏面

| | |
|--|---------|
| ※受審期日 | 月 日 時から |
| 口頭試問 | |
| 受審場所 | |
| 3 注意事項 イ、受審書類は必ず本票を携行のこと。 ロ、受審の資格の不適格の通知を受けたもの ハ、受審票は無効とする。 | |

裏面

| | |
|---|-------|
| () 級林業經營指導員資格審査 受審票 (A) | |
| 受審道府縣名 | 篇 貼 付 |
| ※受審番号 | |
| 氏名 | 年 月 生 |
| ※受付印 | 年 月 寫 |
|一切取線..... | |
| () 級林業經營指導員資格審査 受審票 (B) | |
| 氏名 | 年 月 生 |
| ※受審番号 | 都道府縣名 |
| 1 ※の所は記入しないで下さい。 2 () に受審を希望する箇所を記入して下さい。 | |

行發印 (昭和五年七月十一日) 第三種郵便物認可五
副印 (昭和五年七月十一日) 第三種郵便物認可五

鳥取縣公報

昭和二十五年七月二十一日
号 外 金曜日

選舉告示

◆選舉告示第四号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 竹本 金之助

| 届出月日 | 委員候補者氏名 (法人の名称) | 通称 | 党派 | 職業 | 性別 | 生年月日 | 住所(事業所の所在地) |
|--------|--------------------|----|-----|----|----|------------|--------------|
| 七月二十一日 | 足立龍吉 | なし | 無所属 | 漁業 | 男 | 明治三十三年九月五日 | 鳥取縣西伯郡境町本町三四 |
| 七月二十一日 | 曾田鷹男 | なし | 無所属 | 漁業 | 男 | 明治三三年八月一日 | 米子市塩町三七 |

本書ノ大キサハ國規格A五判

鳥取縣公報

昭和二十五年七月二十一日 金曜日

選舉告示

◆選舉告示第三号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の推薦届出があつた。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉選舉長 塚 本 邦 夫

| 届出月日 | 委員候補者 | 推薦届出者 | | | | | | | |
|---------|-------|-------|------------|-----------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|
| (法人の名称) | 通称 | 党派 | 職業 | 性別 | 生年月日 | 住所(事業場の所在地) | (法人の名称) | 生年月日 | 住所(事業場の所在地) |
| 七月二十一日 | 三橋 恒治 | 井上淺太郎 | 明治四十年十月二十日 | 島取縣氣高郡末恒村 | 島大字内海五七六 | 明治三十九年五月二十四日 | 島取縣氣高郡伏野一、三〇 | 島大字内海五七六 | 明治三十九年五月二十四日 |
| | なし | | | | | | | | |
| | 無所属農業 | | | | | | | | |
| | 男 | | | | | | | | |

本書ノ大キサハ國定規格A五判